

議案第46号

筑西市五葉児童クラブ条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和6年2月28日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市五葉児童クラブ条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、五葉児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の設置及び管理に関し、筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に次のとおり児童クラブを設置する。

名称	位置
五葉児童クラブ	筑西市倉持1138番地6

(管理)

第3条 児童クラブは、児童の心身の健全な発達に寄与するため、常に良好な状態において管理しなければならない。

2 市長は、児童クラブにおいて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する者に前項の管理を委託するものとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。